

新	旧
<p style="text-align: center;">山口県主任介護支援専門員更新研修実施取扱要領</p> <p style="text-align: center;">平成28年3月1日施行 平成29年3月27日改正 平成30年4月2日改正 令和元年7月1日改正 令和2年10月30日改正 令和5年11月20日改正 <u>令和8年4月1日改正</u></p> <p>第1 通則</p> <p>「介護支援専門員資質向上事業の実施についての一部改正について（平成27年2月12日付老発0212第1号厚生労働省老健局長通知）」に基づく「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施する主任介護支援専門員更新研修については、この要領に定めるところにより取り扱う。</p> <p>第2 主任介護支援専門員更新研修対象者</p> <p>(1) 対象者は、主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する者であり、かつ次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p>① 主任介護支援専門員の資格を有する期間内（過去5年間以内）に、介護支援専門員法定研修及び日本（山口県）介護支援専門員協会（地域協会を除く）が開催する介護支援専門員に係る研修の講師の経験がある者</p> <p>② 知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、前回更新後（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後）、8回以上（他都</p>	<p style="text-align: center;">山口県主任介護支援専門員更新研修実施取扱要領</p> <p style="text-align: center;">平成28年3月1日施行 平成29年3月27日改正 平成30年4月2日改正 令和元年7月1日改正 令和2年10月30日改正 令和5年11月20日改正</p> <p>第1 通則</p> <p>「介護支援専門員資質向上事業の実施についての一部改正について（平成27年2月12日付老発0212第1号厚生労働省老健局長通知）」に基づく「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施する主任介護支援専門員更新研修については、この要領に定めるところにより取り扱う。</p> <p>第2 主任介護支援専門員更新研修対象者</p> <p>(1) 対象者は、主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する者であり、かつ次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p>① 主任介護支援専門員の資格を有する期間内（過去5年間以内）に、介護支援専門員法定研修及び日本（山口県）介護支援専門員協会（地域協会を除く）が開催する介護支援専門員に係る研修の講師の経験がある者</p> <p>② 知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、前回更新後（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後）、8回以上（他都</p>

道府県で開催される研修は8回のうち4回まで) かつ、いずれかの年度内に4回以上参加した者。ただし、法定研修のファシリテーターとして前回更新後(初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後)に従事した経験(他都道府県で行われる法定研修でファシリテーターとして従事した経験を除く。)について、5時間あたり法定外の研修1回に置き換えることができる。

③ 主任介護支援専門員の資格を有する期間内(過去5年間以内)に、日本ケアマネジメント学会及び日本(都道府県)介護支援専門員協会が開催する研究大会及び介護保険研究大会において、介護支援専門員に関する事例等について演題発表した経験がある者

④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

(2) 研修実施機関は、研修受講申込者が(1)各号のいずれかを満たしていることを確認するため、研修受講申込者に証明書等の提出を求めるものとする。

第3 第2(1)②に定める法定外の研修

(1) 法定外の研修を実施しようとする者は、受講者の募集を開始しようとする日の15日前までに、別記様式1により、研修実施に係る事項を知事に届け出なければならない。

(2) 法定外の研修とは、次の各号のすべてを満たす研修である。

① 実施機関は、地域包括支援センター、日本(山口県)介護支援専門員協会(地域協会を含む)、山口県社会福祉協議会、市町村及び都道府県であること

② 内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること

③ 時間数は、5時間以上であること(原則、研修課程は1日間で修了すること。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない)

④ 対象者は、主に主任介護支援専門員であること

⑤ 最少募集定員数は、10名以上であること

⑥ 実施機関は、研修修了者に修了証明書を発行するとともに、修了者名簿を5年間保管し、また、修了者から修了証明書の再発行を求められた場合はこれに応じること

道府県で開催される研修は8回のうち4回まで) かつ、いずれかの年度内に4回以上参加した者。ただし、法定研修のファシリテーターとして前回更新後(初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後)に従事した経験(他都道府県で行われる法定研修でファシリテーターとして従事した経験を除く。)について、5時間あたり法定外の研修1回に置き換えることができる。

③ 主任介護支援専門員の資格を有する期間内(過去5年間以内)に、日本ケアマネジメント学会及び日本(都道府県)介護支援専門員協会が開催する研究大会及び介護保険研究大会において、介護支援専門員に関する事例等について演題発表した経験がある者

④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

(2) 研修実施機関は、研修受講申込者が(1)各号のいずれかを満たしていることを確認するため、研修受講申込者に証明書等の提出を求めるものとする。

第3 第2(1)②に定める法定外の研修

(1) 法定外の研修を実施しようとする者は、受講者の募集を開始しようとする日の15日前までに、別記様式1により、研修実施に係る事項を知事に届け出なければならない。

(2) 法定外の研修とは、次の各号のすべてを満たす研修である。

① 実施機関は、地域包括支援センター、日本(山口県)介護支援専門員協会(地域協会を含む)、市町村及び都道府県であること

② 内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること

③ 時間数は、5時間以上であること(原則、研修課程は1日間で修了すること。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない)

④ 対象者は、主に主任介護支援専門員であること

⑤ 最少募集定員数は、10名以上であること

⑥ 実施機関は、研修修了者に修了証明書を発行するとともに、修了者名簿を5年間保管し、また、修了者から修了証明書の再発行を求められた場合はこれに応じること

(3) 法定外の研修を実施した者は、実施後すみやかに、別記様式2により、研修実施実績に係る事項を知事に報告しなければならない。

第4 第2 (1) ②に定める法定研修のファシリテーター

(1) 法定研修とは、「介護支援専門員資質向上事業の実施についての一部改正について（平成27年2月12日付老発0212第1号厚生労働省老健局長通知）」に基づく「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により知事の指定を受けて行われる、次の各号に掲げる研修をいう。

- ①介護支援専門員実務研修
- ②介護支援専門員専門研修
- ③介護支援専門員再研修
- ④介護支援専門員更新研修
- ⑤主任介護支援専門員研修
- ⑥主任介護支援専門員更新研修

(2) 法定研修を実施した者は、ファシリテーターとして従事した者に対し、従事したことがわかる証明書を発行するとともに、従事者名簿を5年間保管し、また従事者から当該証明書の再発行を求められた場合はこれに応じるものとする。

(3) 法定外の研修を実施した者は、実施後すみやかに、別記様式2により、研修実施実績に係る事項を知事に報告しなければならない。

第4 第2 (1) ②に定める法定研修のファシリテーター

(1) 法定研修とは、「介護支援専門員資質向上事業の実施についての一部改正について（平成27年2月12日付老発0212第1号厚生労働省老健局長通知）」に基づく「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により知事の指定を受けて行われる、次の各号に掲げる研修をいう。

- ①介護支援専門員実務研修
- ②介護支援専門員専門研修
- ③介護支援専門員再研修
- ④介護支援専門員更新研修
- ⑤主任介護支援専門員研修
- ⑥主任介護支援専門員更新研修

(2) 法定研修を実施した者は、ファシリテーターとして従事した者に対し、従事したことがわかる証明書を発行するとともに、従事者名簿を5年間保管し、また従事者から当該証明書の再発行を求められた場合はこれに応じるものとする。